

公 示

今般 当健保組合規約の一部を、下記のとおり変更しましたので公示します。

令和4年3月8日

川崎重工業健康保険組合
理事長 合六 修

記

1. 適用事業所に関する変更

第4条(設立事業所の名称及び所在地)中、「関西エンジニアリング株式会社 兵庫県神戸市長田区」を削除する。また、同条中、「株式会社メディカロイド 兵庫県神戸市中央区」の次に、「KMS エンジニアリング株式会社 東京都港区」、「川崎車両株式会社 兵庫県神戸市兵庫区」、「カワサキモーターズ株式会社 兵庫県明石市」をそれぞれ順に加える。

第9条(互選議員の選挙区及び議員数)第2項中、第2区「日飛興産株式会社」の次に、「KMS エンジニアリング株式会社」を加える。また、同条同項中、第6区「川崎重工業株式会社兵庫工場」を「川崎車両株式会社」に変更し、「関西エンジニアリング株式会社」を削除する。更に、同条同項中、第7区「川崎重工業株式会社明石工場」の次に、「カワサキモーターズ株式会社」を加える。

2. 健保組合役員選挙における立候補制の導入

第28条(理事、理事長及び監事の選挙)に、立候補者数が定数と同人数である場合、選挙を行わなくてもよいことを追加する。

3. 延長傷病手当金付加金に関する変更

第57条(延長傷病手当金付加金)第4項中、「傷病手当金の支給が終了した翌日から起算して1年6カ月を経過したときは、支給しない。」に改める。

4. 軽微な文言修正

第7条(議員の任期)に、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算することを追加する。

第11条(当選人)に、獲得票数が多い者から当選し、定数に達すると同時に締め切ることを追加する。

第23条(当選人)に、「数」と表記されている箇所を、「人数」とし、対象を明確にするよう改める。

第42条(職員)に、「事務長その他」を追加し、職員の示す対象を明確にするよう改める。

第48条(準備金の保有方法)第1項に、介護納付金以外の準備金に係る保有方法において、条項全体を見直し、適切な文言へと改める。また、同条第2項に介護納付金に係る準備金の保有方法を追加する。

第54条(一部負担還元金)第1項に、「療養費」に係る一部負担金の算定方法を追加する。また、同条中第2項に、一部負担還元金の額の算定における必要な書類に「療養費支給申請書」を追加し、更に、「医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤支給が行われた際には、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす」ことを追加する。加えて、条文全体を見直し、適切な文言へと改める。

第57条(延長傷病手当金付加金)第4項中、「傷病手当金の支給が終了した翌日から起算して1年6カ月を経過したときは、支給しない。」に改める。

第59条(合算高額療養費付加金)の「法第115条の規定により、」を、第54条中に合算高額療養費の説明があり、重複することから、省略する。

第60条(給付の支給日)に、保険料を適正に運用し、請求内容の審査のため支給を保留できることを追加する。

第62条(施設の利用)第2項の、「補助」という文言が不必要な箇所を省略する。

新旧条文対照表

(変更箇所：太字)

新	旧																																																																																										
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="width: 150px;">名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>川崎重工業株式会社</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>KEE 環境工事株式会社</td> <td>兵庫県尼崎市</td> </tr> <tr> <td>株式会社カワサキライフコーポレーション</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社メディカロイド</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td>KMS エンジニアリング株式会社</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>川崎車両株式会社</td> <td>兵庫県神戸市兵庫区</td> </tr> <tr> <td>カワサキモータース株式会社</td> <td>兵庫県明石市</td> </tr> </table> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、2年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は各選挙区ごとに行う。 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区の範囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>(略)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 KMS エンジニアリング株式会社 (以下略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>(略)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第4区</td> <td>(略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第5区</td> <td>(略)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>第6区</td> <td>川崎車両株式会社 川重車両テクノ株式会社 (以下略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第7区</td> <td>川崎重工業株式会社明石工場 カワサキモータース株式会社 (以下略)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>第8区</td> <td>(略)</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条 (略)</p> <p>(当選人) 第11条 選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略) 第12条～第22条 (略) 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名、人数、選定議員の氏名、人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、人数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>	名称	所在地	川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区	(中 略)		KEE 環境工事株式会社	兵庫県尼崎市	株式会社カワサキライフコーポレーション	兵庫県神戸市中央区	(中 略)		株式会社メディカロイド	兵庫県神戸市中央区	KMS エンジニアリング株式会社	東京都港区	川崎車両株式会社	兵庫県神戸市兵庫区	カワサキモータース株式会社	兵庫県明石市	選挙区	選挙区の範囲	議員数	第1区	(略)	3人	第2区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 KMS エンジニアリング株式会社 (以下略)	2人	第3区	(略)	3人	第4区	(略)	2人	第5区	(略)	1人	第6区	川崎車両株式会社 川重車両テクノ株式会社 (以下略)	2人	第7区	川崎重工業株式会社明石工場 カワサキモータース株式会社 (以下略)	4人	第8区	(略)	4人	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="width: 150px;">名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>川崎重工業株式会社</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>KEE 環境工事株式会社</td> <td>兵庫県尼崎市</td> </tr> <tr> <td>関西エンジニアリング株式会社</td> <td>兵庫県神戸市長田区</td> </tr> <tr> <td>株式会社カワサキライフコーポレーション</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社メディカロイド</td> <td>兵庫県神戸市中央区</td> </tr> </table> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、2年とする。 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 互選議員の選挙は各選挙区ごとに行う。 2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区の範囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>(略)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 (以下略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>(略)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第4区</td> <td>(略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第5区</td> <td>(略)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>第6区</td> <td>川崎重工業株式会社兵庫工場 川重車両テクノ株式会社 関西エンジニアリング株式会社 (以下略)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第7区</td> <td>川崎重工業株式会社明石工場 (以下略)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>第8区</td> <td>(略)</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条 (略)</p> <p>(当選人) 第11条 選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 2 (略) 第12条～第22条 (略) 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名</p>	名称	所在地	川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区	(中 略)		KEE 環境工事株式会社	兵庫県尼崎市	関西エンジニアリング株式会社	兵庫県神戸市長田区	株式会社カワサキライフコーポレーション	兵庫県神戸市中央区	(中 略)		株式会社メディカロイド	兵庫県神戸市中央区	選挙区	選挙区の範囲	議員数	第1区	(略)	3人	第2区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 (以下略)	2人	第3区	(略)	3人	第4区	(略)	2人	第5区	(略)	1人	第6区	川崎重工業株式会社兵庫工場 川重車両テクノ株式会社 関西エンジニアリング株式会社 (以下略)	2人	第7区	川崎重工業株式会社明石工場 (以下略)	4人	第8区	(略)	4人
名称	所在地																																																																																										
川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
(中 略)																																																																																											
KEE 環境工事株式会社	兵庫県尼崎市																																																																																										
株式会社カワサキライフコーポレーション	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
(中 略)																																																																																											
株式会社メディカロイド	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
KMS エンジニアリング株式会社	東京都港区																																																																																										
川崎車両株式会社	兵庫県神戸市兵庫区																																																																																										
カワサキモータース株式会社	兵庫県明石市																																																																																										
選挙区	選挙区の範囲	議員数																																																																																									
第1区	(略)	3人																																																																																									
第2区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 KMS エンジニアリング株式会社 (以下略)	2人																																																																																									
第3区	(略)	3人																																																																																									
第4区	(略)	2人																																																																																									
第5区	(略)	1人																																																																																									
第6区	川崎車両株式会社 川重車両テクノ株式会社 (以下略)	2人																																																																																									
第7区	川崎重工業株式会社明石工場 カワサキモータース株式会社 (以下略)	4人																																																																																									
第8区	(略)	4人																																																																																									
名称	所在地																																																																																										
川崎重工業株式会社	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
(中 略)																																																																																											
KEE 環境工事株式会社	兵庫県尼崎市																																																																																										
関西エンジニアリング株式会社	兵庫県神戸市長田区																																																																																										
株式会社カワサキライフコーポレーション	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
(中 略)																																																																																											
株式会社メディカロイド	兵庫県神戸市中央区																																																																																										
選挙区	選挙区の範囲	議員数																																																																																									
第1区	(略)	3人																																																																																									
第2区	川崎重工業株式会社東京本社、北海道支社、東北支社 (中略) 日飛興産株式会社 (以下略)	2人																																																																																									
第3区	(略)	3人																																																																																									
第4区	(略)	2人																																																																																									
第5区	(略)	1人																																																																																									
第6区	川崎重工業株式会社兵庫工場 川重車両テクノ株式会社 関西エンジニアリング株式会社 (以下略)	2人																																																																																									
第7区	川崎重工業株式会社明石工場 (以下略)	4人																																																																																									
第8区	(略)	4人																																																																																									

(4)～(5) (略)
第24条～第27条 (略)
(理事、理事長及び監事の選挙)
第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により選出されなければならない。
2 (略)
第29条～第41条 (略)

(職員)
第42条 この組合に必要な職員(事務長その他)をおき、理事長がこれを任免する。
2 (略)
第43条～第47条 (略)
(準備金の保有方法)
第48条 準備金(介護納付金に係る準備金を除く。)は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
(1) 郵便貯金
(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)
(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
(4) 国債又は地方債
(5) 政府保証債又は金融債
(6) 担保付社債
(7) 抵当証券
(8) コマーシャルペーパー
(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物
(12) その他(1)から(8)に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの
2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない

第49条～第53条 (略)
(一部負担還元金)
第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額)について、その還元を行う。
2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)の7割から20,000円を控除して得た額とする。
3～7 (略)

第55条～第56条 (略)
(延長傷病手当金付加金)
第57条 (略)
2 (略)
3 (略)
4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給が終了した翌日から起算して1年6カ月を経過したときは、支給しない。
5 (略)

第58条 (略)
(合算高額療養費付加金)
第59条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。ただし、被扶養者の療養にかかる当該付加金の支給については、この限りでない。
2～5 (略)
(給付の支給日)
第60条 毎月10日までに請求があつた傷病手当金、延長傷病手当金付加金、及び出産手当金の支給日については法第56条第2項の規定により該当月25日とする。ただし、請求内容の審査のため、組合は支給を保留することができる。

(4)～(5) (略)
第24条～第27条 (略)
(理事、理事長及び監事の選挙)
第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。
2 (略)
第29条～第41条 (略)

(職員)
第42条 この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。
2 (略)
第43条～第47条 (略)
(準備金の保有方法)
第48条 準備金(介護納付金に係る準備金を除く。)は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
(1) 銀行への預金又は郵便貯金
(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定したものを除く。)
(3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
(4) 国債証券又は地方債証券の取得
(5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
(6) 償還及び利子の支払いの遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
(7) 抵当証券の取得
(8) コマーシャルペーパーの取得
(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得
(12) その他(1)から(8)に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの
2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない

第49条～第53条 (略)
(一部負担還元金)
第54条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。
2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、又は調剤報酬明細書各1件(ただし、医療機関において薬剤の投与に加えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とし合算することができる。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)の7割から20,000円を控除して得た額とする。
3～7 (略)

第55条～第56条 (略)
(延長傷病手当金付加金)
第57条 (略)
2 (略)
3 (略)
4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給をはじめて日から起算して3年を経過したときは、支給しない。
5 (略)

第58条 (略)
(合算高額療養費付加金)
第59条 法第115条の規定により、合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。ただし、被扶養者の療養にかかる当該付加金の支給については、この限りでない。
2～5 (略)
(給付の支給日)
第60条 毎月10日までに請求があつた傷病手当金、延長傷病手当金付加金、及び出産手当金の支給日については法第56条第2項の規定により該当月25日とする。

<p>2 (略)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>(施設の利用)</p> <p>第62条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及びその被扶養者への補助の<u>方法及び額</u>は、組合会の議決を経て別に定める。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>(施設の利用)</p> <p>第62条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及びその被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</p>
---	--

以上